

第四章 代理人

1. 代理人の委任.....	2
2. 代理人の資格.....	2
3. 委任状.....	2
4. 代理人の人数.....	3
5. 代理人の変更.....	4
6. 代理人の住所の変更.....	5
7. 代理人の解任.....	5
8. 代理人の死亡.....	6

第四章 代理人

専利出願及び専利に関連する事項の手続きは、代理人に委任して行うことができる。民法第 103 条第 1 項の規定に基づき：「代理人が代理権限内において、本人名義で行う意思表示は、直接本人に対して効力を発生する。」故、代理人が代理行為する時は、「本人名義で」行なわなければならない、且つ本人による代理の意思を表明しなければならない。

代理人の委任、代理人の資格、委任状の提出、代理人の人数、代理人の変更、解任及び死亡に関する処理作業が本章の規範の重点である。

1. 代理人の委任

専利出願及び専利に関連する事項の手続きは、自ら処理又は代理人に委任して処理することができる。しかし、台湾域内において住所又は営業所を有しない者は、専利出願及び専利に関連する事項の処理については、代理人に委任しなければならない。

台湾域内において住所又は営業所を有する者と台湾域内において住所又は営業所を有しない者が共同で専利出願する場合、その台湾域内において住所又は営業所を有さない者は、依然として代理人に委任して専利出願及び専利に関連する事項の処理を行わなければならない。しかし、台湾域内において住所又は営業所を有さない者は、行政手続法第 27 条の規定に基づき、台湾域内において住所又は営業所を有する専利出願人を、専利出願及び専利に関連する事項の処理の全体における出願人として選定でき、並びに書面にて専利主務官庁に通知する。この場合には代理人への委任は必要ない。

外国の会社が台湾において代表者及び事務所を有する、又は外国の会社が台湾支社において本社の名義により専利出願を提出し、その台湾の事務所又は支社の住所を出願人の住所とした場合は、代理人に委任しなくてもよい。

代理人に委任すべきだが、委任しなかった場合、期限を設けて補正を通知し、期限が過ぎても補正しなかった場合、出願は不受理とする。

2. 代理人の資格

代理人の資格を有する者は、専利師（弁理士に相当）、弁護士及び専利師法公布施行前に専利代理人の証書を受領した者に限る。

3. 委任状

出願人が代理人に委任する場合、代理権限及び送達住所を明記した委任状

を添付しなければならない。委任状は出願人及び代理人が署名捺印しなければならない。委任状に委任者(出願人)による署名捺印しかないが、代理人がすでに願書上に署名捺印した場合は、双方の意思が一致していると認めることができ、この時委任状には委任者による署名捺印のみでもよいこととする。

代理権限の範囲については、本人が自由に決定し、単一の特定事項の代理、即ちある特定行為の代理だけとすることができ、また、全ての代理行為が概括授權されている概括代理とすることもできる。概括代理を採用する時、代理人は受任した専利出願における全ての手続き行為を行うことができる。但し、代理人の選任又は解任、専利出願の取下げ、分割案の取下げ、出願変更の取下げ、再審査請求の取下げ、訂正請求の取下げ、無効審判請求の取下げ又は専利権の放棄については、特別委任を受けていない限り、これを行わせることはできない。特定委任事項は委任状に併せて記入することができ、単独で提出する必要はない。もし、元の委任状に記入されておらず、後に特定委任が必要な事項(例えば、取下げ)の処理を行う場合は、特別委任権限が記載された委任状を提出しなければならない。

出願人が法人の場合、法人と受任者(代理人)との間に委任の契約関係が存在するため、委任契約の当事者間において元の契約関係の変更事例はないが、法人代表人が変更する場合、元の委任契約の効力に影響を及ぼさないことから、再度署名捺印及び委任状を添付する必要はない。

出願人が署名捺印した委任状が外国語による場合は、中国語の訳文を添付しなければならない。代理人の代理権限は委任状の原文のものを基準とし、委任状の中国語の訳文に署名捺印する必要はない。

出願人が台湾内において住所又は営業所を有し、代理人に委任しているが委任状を添付しなかった場合、期限を設けて委任状の補正を通知し、期限が過ぎても補正しなかった場合は、当該出願は代理人に委任していないものと見なす。出願人が台湾内において住所又は営業所を有さず、代理人に委任しているが委任状を添付しなかった場合、期限を設けて補正を通知し、期限が過ぎても補正しなかった場合、当該出願は不受理とする。

4.代理人の人数

専利出願及びその他手続きに関する処理を代理人に委任して処理する場合、その代理人は3人を超えてはならない。2人以上の代理人に委任する場合は、いずれも単独代理とすることができる。いわゆる「専利出願及びその他手続きに関する」とは、一つ一つの専利出願番号を基準とし、いわゆる「代理人は3人を超えてはならない」とは、願書に記載された代理人を基準とし、出願人の同意を経て復代理人に委任した場合も、そのうちの一人として計算される。

出願人がすでに 3 人の代理人に委任しているが、別途その他の代理人に譲渡登録の申請、閲覧の申請、実用新案技術報告書の申請、(連合)面接の申請、年金の納入等の単一事項の処理を特別委任する場合は、当該申請事項の処理が終了した時点で委任関係が終了するため、本来委任した代理人と合併して計算する必要はないが、当該特別委任の代理人も 3 人を超えてはならない。

専利願書上に記載されている代理人が 3 人を超えた場合は、期限を設けて補正を通知し、期限が過ぎても補正しなかった場合、その委任は法律の強制規定に違反していることから、専利主務官庁の効力を拘束しないものとする(法務部(90)法律字第 002213 号書簡参照)。出願人が台湾内において住所又は営業所を有する場合、委任していないものと見なし、後に当該出願に関連する事項においては直接出願人と連絡することとする。出願人が台湾内において住所又は営業所を有さない場合、専利出願は不受理とする。

5.代理人の変更

契約自由の原則により、出願人は随時代理人を変更することができる。しかし、代理人を変更する時は、専利主務官庁に書面にて通知しないかぎり、専利主務官庁に対する効力は生じない。

専利出願の代理人は願書に記載されている者を基準とし、後で変更する場合は、新任代理人の委任状を添付して変更の申請をしなければならない。しかし、変更後の代理人が既に元の委任状に記載されている者である場合は、再度添付する必要はない。例えば：元の委任状に ABCDE の 5 人に授権されており、願書には AB が記載され、その後 AC 又は CDE に変更する場合は、再度委任状を添付する必要はない。

願書上に本来記載されていない代理人を追加申請する場合は、変更手数料を納入しなければならない。以下に例を挙げて説明する。

- (1)代理人 A に委任したことがあり、解任後、代理人 B に委任。
- (2)もとは代理人 A に委任し、その後代理人 B に変更。
- (3)もとは代理人 A に委任し、その後代理人 A,B に変更。
- (4)もとは代理人 A に委任し、その後 A が B を復代理人として委任。

しかし、以下の状況の一つに該当する場合は、変更手数料を納入する必要はない。

- (1)出願人が出願と同時に又は出願後初めて代理人を委任する場合は、代理人の変更とは無関係とする。
- (2)譲受人が譲渡登録の処理と同時に又は登録後初めて代理人を委任する場合は、出願人は既に譲受人に変更されているため、譲受人としては、代理人の変更とは無関係とする。

- (3)受託者が信託登録の処理と同時に又は登録後初めて代理人に委任する場合は、出願人はすでに受託者に変更されているため、受託者としては、代理人の変更とは無関係とする。
- (4)単一の専利事項の特別委任において、当該代理人は受任した案件のみにおいて代理権を有しており、代理人の変更とは無関係とする。しかし、特別委任の代理人を新たに追加申請する時は、依然として変更の手数料を納入しなければならない。
- (5)代理人の解任(出願人による解任及び代理人自らによる解任)は、委任契約終止であり、代理人の変更とは無関係とする。
- (6)代理人の死亡、破産又は行為能力の喪失の法定事由により委任の関係が消滅した場合は、代理人の変更とは無関係とする。
- (7)専利代理人の死亡により委託関係が消滅し、出願人が新しい代理人に委託した場合、代理人変更登録には属さず、変更登録手数料を納入する必要はない(本局 2016 年 8 月 19 日智法字第 10518600820 号書簡参照)。

6.代理人の住所の変更

代理人の送達住所を変更する場合は、新しい住所を明記して変更の申請をしなければならない。代理人の住所の変更は通案方式(一括方式)による処理に限られ、特定の専利番号を特定して明記する必要はなく、変更が許可された場合は、当該代理人が受任する専利案件においてその効力が生じる。

代理人は第三者を送達受取人として指定することができる。代理人が指定する送達受取人の住所に変更がある場合は、代理受取人は書類の代理受取の権限のみを有するため、代理人が専利主務官庁に変更の手続きを行わなければならない。

7.代理人の解任

民法第 108 条第 1 項:「代理権の消滅は、それが授与された法律関係によりこれを定める。」及び民法第 549 条第 1 項:「当事者のどちらか一方は、随時委任契約を終止することができる。」と規定されているため、出願人は授与した代理権の法律関係に基づき代理人を解任することができ、代理人もまた委任関係を終止することができる。しかし、行政手続法第 24 条第 5 項に:「代理権授与の取下げは、行政機関に通知して始めて行政機関に対する効力が生じる。」と規定されているため、出願人が代理人を解任する場合は、出願人が書面にて専利主務官庁に通知しなければならない。代理人が委任関係を終止したことによりその代理権が消滅した場合は、代理人はその代理の解任を書面にて専利主務官庁に表示すると同時に、すでに出願人との委任契約が終止したことを表明しな

ればならず、その元の代理権が委任関係の終止により消滅したことで初めてその解任申請を受理することができる。

同一の専利出願において、出願人が 2 人以上の代理人に委任している場合、どちらかの代理人は元の委任状の権限に「本人を代理して本件の権益を保証するための全ての行為」、又はその他類似する概括用語が記載されているからといって、出願人を代理してその他の代理人を解任する権限を有することができる と直接解釈してはならない。代理権の授与及び委任契約等は出願人と代理人の間における法律関係によって成り立っていることから、その他の同案件の代理人が携えることはできない。言い換えると、代理人の解任は、出願人本人又は出願人より特別に授権された代理人によって行なわなければならない。出願人が 2 人以上の代理人に委任しており、且つ双方とも代理人を解任できる特別授権を有し、そのうちの 1 人の代理人が出願人を代理して同案におけるもう 1 人の代理人を解任した場合は、その手続き許可と共に解任された代理人に通知する。事後に解任された代理人が異議を申し立てた際には、再び出願人の真意を探求することとする。

8.代理人の死亡

代理人の死亡は、事実上すでに出願人として意思表示ができず、出願人との代理関係が既に消滅しているため、出願人は自ら専利主務官庁に対し書面にて通知し、別途代理人を委任する又は自ら処理しなければならない。